相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区大井五丁目四三九九番地、最後の住所大阪府枚方市東香里南町三七番一六号
被相続人　亡　木村　熙

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日
大阪府大阪市北区中之島二丁目二番二号大阪中之島ビル八階小松法律特許事務所
相続財産管理人弁護士　井口喜久治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市大森町三六番地の一、最後の住所奈良県奈良市大森町三六番地の一ノバ奈良大森町一〇九号
被相続人　亡　久保　收

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日
奈良市大豆山突抜町一六番地
相続財産管理人　弁護士　中本　勝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県朝倉市長田六二八番地、最後の住所福岡県朝倉市長田一六三八番地一
被相続人　亡　荻野　久博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日
福岡県福岡市中央区大名二丁目九番二九号第二プリンスビル四階宇都宮法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宇都宮英人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県具志川市字具志川六八番地、最後の住所中頭郡具志川村字具志川番地不詳
被相続人　亡　比嘉　常徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年二月二十五日
沖縄県うるま市字具志川二五六番地一
相続財産管理人　大川トシ子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成二十二年二月二十五日
一　墳墓等所在地　東京都板橋区仲町四四番1号
　墳墓等の名称　専称院墓地
　浅野家、荒井家、荒井家、荒井家、飯田家、江川家、岡村家、恩田家、川又家、菊地家、小泉家、小暮家、小宮家、佐藤家、鈴木家、鈴木家、高橋家、高橋家、高橋家、高橋家、高橋家、田中家、田中家、橋本家、平手家、平林家、増岡家、三木家、森添家、山岸家、山崎家、山本家、吉田家、不詳1基、計三十四基
一　死亡者の本籍及び氏名
　本籍・住所・氏名不詳
一　改葬を行おうとする者　東京都板橋区仲町四四番1号　宗教法人専称院　住職　玉山　元信

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備の為、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十二年二月二十五日
一、墳墓等所在地　西宮市郷免町九番1七号
一、墳墓等の名称　森具墓地
一、死亡者の本籍及び氏名　不詳　八基　十五年前の阪神淡路大震災時に倒壊し、その後手つかずのまま放置されている墳墓
一、改葬を行おうとする者　兵庫県西宮市弓場町八―一二　香櫨園会館内　森具墓地管理委員会
代表　宮武　幸男　庶務　三島　敏夫

社　債　償　還　公　告

当社社債平成22年3月定時償還の当せん番号は下記の通りであります。　平成22年2月25日

東京港埠頭株式会社（東京港埠頭公社債券）

回	期日	償還額	10万円券	100万円券	1000万円券
25	3／28	1,630万円	51・52・56	88・89・96～99	14
26	3／28	2,440万円	77～80	10～13	26・27

公示送達

成田都市計画事業公津西特定土地区画整理事業の施行に関し、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告する。

平成22年2月25日

千葉県成田市公津西土地区画整理組合
理事長　谷　重吉

書類の送付を受けるべき者
谷　乙右衛門

記

千葉県成田市台方1386番地（登記住所）
通知の内容
（従前の宅地）
成田市台方字下平1161番　地目：墳墓地　登記簿地積267㎡　持分1／5
（換地処分後の土地）
成田市はなのき台三丁目5番13　地目：墳墓地　換地地積267㎡　持分1／5
換地処分効力発生の日：換地処分公告日の翌日

以　上

公示送達

成田都市計画事業公津西特定土地区画整理事業の施行に関し、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告する。

平成22年2月25日

千葉県成田市台方1202番地
成田市公津西土地区画整理組合
理事長　谷　重吉

書類の送付を受けるべき者（いずれも住所不明）
相川　幸八、葛生　豊治、葛生清治郎、葛生五郎兵エ、藤崎清治郎、藤崎　仁助

記

通知の内容
（従前の宅地）
成田市台方字武蔵1260番2　地目：田　登記簿地積　35㎡
（換地処分後の土地）
成田市はなのき台二丁目17番16　地目：畑　換地地積　17㎡
換地処分効力発生の日：換地処分公告日の翌日

以　上